

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

- 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

- 道路の位置の指定

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

【公立大学法人岡山県立大学】

- 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正

公立大学法人岡山県立大学

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

医療法人サンズあさのクリニック

総社市中央二丁目三十五

平成二十九年五月一日

◎岡山県告示第二百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

あさのクリニック

総社市中央二丁目三一五

平成二十九年四月三十日

◎岡山県告示第二百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サンキ・ウエルビイ居宅介護支援センター矢掛

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林二六四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

サンキ・ウエルビイ株式会社

2 所在地

広島県広島市西区商工センター六丁目一番一―号

三 廃止年月日

平成二十九年四月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四〇三

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所アリス美星

2 所在地

岡山県井原市美星町三山五五七七―六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アリスジャパン

2 所在地

広島県福山市沖野上町四一三十三〇

三 廃止年月日

平成二十九年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇三二〇

五 サービスの種類

居宅介護支援

〔二五五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Selfish

三 代表者の氏名

内藤 洋

四 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町一六二八番地一四

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害者を中心とした障害者の特別支援教育活動や社会自立支援活動、また、学力不振、不登校、ひきこもり、高校中退者やNEET（ニート）を含む児童・生徒に対しての学習支援活動や子どもの健全育成に関する活動を中心に行う。同時に、発展途上国や教育後進国における物資不足や指導者不足、施設等の環境整備に対してのサポートに関する事業を行い、社会教育支援を推進しながら広く公益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔一五六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇二号 平成二十九年五月 二日	都窪郡早島町前潟字九ノ割六〇二番 二二	四・八九	三四・八五

〔一五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字長渡露九八五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市下倉一六八九

池上美恵子

三 許可番号

岡山県指令建指第二八二号

〔二五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字江下山一六〇九、一六一〇、一六一八、一六二五―七、一六

二九―一、一六三六―一、一六三〇―五、一六三二―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県広島市中区橋本町九―二

合同会社広島京橋開発企業体

代表社員 株式会社レガロホテルシステム 職務執行者 佐々木恭子

三 許可番号

岡山県指令建指第四号

〔二五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下市字寺田五七―二、五九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

瀬戸内市邑久町大窪四八三

奥山 陵

三 許可番号

岡山県指令建指第二六七号

◎公立大学法人岡山県立大学告示第一号

平成二十年公立大学法人岡山県立大学告示第一号（簡易な方法による開示請求をすることができ個人情報の指定）の一部を次のように改正し、公布の日以降に合格発表を行う試験から適用する。

平成二十九年五月十六日

公立大学法人岡山県立大学理事長 辻 英 明

表中「臨時職員採用試験」を「事務補助職員採用試験」に改める。